

## 令和 2 年第 4 回

# 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 2 年 4 月 2 4 日  
1 3 時 3 0 分 ~ 1 4 時 3 6 分

会 場 海老名市役所 6 階議員全員協議会室

## 令和2年第4回海老名市農業委員会定例総会

令和2年4月24日「令和2年第4回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治      3番 清水 澄雄      4番 松島 淳一      5番 小島 富士男  
6番 波多野 寛      7番 市川 和美      8番 竹内 章人      9番 新戸 和夫  
10番 守屋 福夫      11番 宮墓 功      12番 金指 満      13番 二見 務  
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝      16番 鈴木 信一      17番 尾上 富夫      18番 小松 佐一  
19番 猪熊 克行      20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第24号 引き続き農業を行っている旨の証明について  
日程第4 議案第25号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について  
日程第5 議案第26号 農用地利用集積計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地転用届出による専決処分について
- (2) 農地法第3条に3第1項の規定による届出について
- (3) 令和元年度（平成31年度）の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

(4) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

【事務局長】 本日も、1番委員(会長)が欠席でございます。会議の議長は会長職務代理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、深澤職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。(開会の時間：午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、13番委員、14番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3から4ページ、4. 報告事項の(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。



タール未満の広がり農地に存していることから、判断ができます。第2種農地は、代替性がないと認められる場合にのみ許可となる農地となります。この点につきましては、理由書に、借りられる土地がほかに見つからなかったといった旨が記載されておりますので、代替性はないと判断できます。

続きまして、資料1-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地を全体的に少し切土した後、整地して、砂利で舗装、転圧し、駐車場を整備するという計画になっております。申請地の周囲につきましては、東側をコンクリートブロックを2段積みして土留めとします。また、西と南側は切土した土を盛って、あぜ道のようなのり面で処理し、これを土留めとする計画になっております。これにより、土砂の搬出入はないということです。なぜ西側に関してはコンクリートブロックにしないのかということをお代理人に質問したところ、このほうが隣地の草刈りがしやすいといった理由からですという旨の回答を頂いております。コンクリートブロック、のり面、いずれにしろ、土留めの頭としてはそれぞれ10センチほど出る計画となっております。車の出入りにつきましては、南側の市道640号線からする計画となっております。

続いて、断面図ですが、資料1-4に記載がございます。資料1-3に記載されているA~A'、B~B'、C~C'の線と対応しており、A、Bが東西、Cが申請地を南北に切った断面になります。東西の境界にコンクリートブロックとのり面が設置され、それぞれが土留めの役割をしていることが確認できると思います。雨水につきましては、砂利敷きによる敷地内浸透処理とする計画となっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策等も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

なお、事務局が現地調査したときに、事情を知っている近隣の耕作の方と偶然会ったのですが、その方からも、問題ないという回答を頂いた旨も補足させていただきます。

また、昨日、現地調査の際に、申請地の東側に流れる水路の部分に単管で橋のようなものが設けられているということで、この点について確認し

たところ、こちらは、申請者が以前、農地を貸していた人が設けたものだというので、今回の転用する際に、橋に関しては撤去するという旨、回答を頂いております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 現地調査を行いました。現地の状況は、農地としての利用がされているというふうな状況は見られました。ですから、転用そのものについては支障がないのかなというふうに思いますが、今、事務局から説明があった1点ですね。水路のところに橋がかかって、実際に資料1-1の写真①がありますけれども、このところに水路の上に橋がかかっている状況がありますが、さらにその手前に、道路側のところに物置があるんですね。物置だとか、仮橋的なもの、これが完全に申請者によって撤去していただくことを条件としていただきたいと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、議案書8ページから9ページ、日程第2、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号6、申請地は、中野■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■■■■■■■平米、ほか■■■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■■■■■平米の転用の申請となっております。現況は、いずれも市街化調整区域の田になりま



判断しております。第1種農地は、農地転用が原則不許可となる立地区分ですが、今回は不許可の例外に該当することから、申請を受け付けております。今回は、先月の案件で扱った物効法、一般的に物流効率化法と呼ばれる法律の認定を受けた特別流通業務施設としてではなく、特別積合せ貨物運送を行う者として関東運輸局から認められた事業であることから、不許可の例外として取り扱うことができます。

続きまして、資料2-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。申請地を最大で1メートルほど現況の高さより盛土し、建物の基礎となる部分を切土し、全体的に転圧した後、建築面積、■■■■■■■■■■平米の物流倉庫を建築する計画になります。東西南北が水路を挟んで道路と隣接しておりまして、周囲を縁石で土留めを行い、1メートル20センチのメッシュフェンスと2メートルの目隠しフェンス、1メートル50センチのRC擁壁で囲う計画となっております。敷地内は、建物のほかの部分は、アスファルト舗装による駐車スペース、緑地帯を設ける計画となっております。この緑地帯については、海老名市の住みよいまちづくり条例に基づいて設置されるものになります。車の出入りにつきましては、東側の県道及び南側の市道から行い、東側は車両が出入りする部分のみ既存の水路をボックスカルバートへ付け替えるという計画でして、南側の出入り口部分は水路の上を渡るように施工をします。北側と南側の水路は、閉塞等の必要な処理をするよう農政課から指示をしております。

続きまして、雨水及び汚水の排水計画について説明します。こちらは引き続き資料2-2をご覧ください。雨水については、敷地内の周囲を囲む形で集水ますが設けられ、集水ますから申請地北東に設置される雨水貯留施設に雨水を流し、そこからポンプアップをして東側の排水路に排水するという計画となっております。雨水の処理能力は、1時間当たり106.65ミリの雨に対応しております。汚水に関しましては、合併浄化槽に流れた後に汚水浸透施設による敷地内浸透処理がされる計画となっております。また、申請地北西側に洗車場がありますが、こちらから排水される水については、油分分離槽を通った後に雨水浸透施設へ水が流れる

計画となっております。

続きまして、造成計画について説明をします。こちらについては、資料2-3をご覧ください。こちらの図面で、黄色の部分が切土、ピンク色が盛土を表しております。盛土に関しましては、先ほどもお伝えしたのですが、場所により最大1メートルほど地面を高くするというので、道路と高さをほぼ一緒にする計画となっております。

また、資料2-4に断面図が記載されておまして、A-A'からD-D'までの断面がありまして、東西と南北にそれぞれ線が入っております。これらから、道路とほぼ同じ高さで盛土がされるのだということが確認できると思います。

また、申請地内には暗渠排水が通っているということですが、こちらについては、工事の際に周辺の農地に必要なものであるということが判明すれば切り回し等の処理を、また、不必要なものであれば閉塞、撤去の対応をするということで代理人のほうから確認をしております。敷地内に設置する照明については、いずれも内側に向け、周辺の農地に影響ないようにする旨も事務局のほうから申請者側に指示をしており、これに了承していただいております。

また、そのほか、他法令との調整等についてご説明させていただきます。今回、農地転用の許可のほかには特別積合せ貨物運送としての認定であったり、神奈川県条例である土地利用調整条例及び海老名市の住みよいまちづくり条例との調整が必要になる事業になります。これらのうち、特別積合せ貨物運送としての認定につきましては終了しているということは確認しております。さらに土地利用調整条例とまちづくり条例に関しても、市との協議は終わっておりまして、この計画内容で協議が締結する見込みであるということを確認しております。また、開発に関しては許可不要とのことですので。

1点、土地利用調整条例についてですが、市の総会で扱う際には、これは終了していなくても取り扱うことはできますが、今回、面積が3,000平米以上ですので、県の審査会の前に常設審議委員会に諮問案件として諮る必要がございます。それまでには終了していることと取扱いの事務提要の

ほうにも記載がありますので、こちらに関しては、県の所管課と調整しながら、しかるべきタイミングで常設審議委員会に案件として諮る予定でございます。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま

す。

以上でございます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 これも昨日、現地調査を行いました。現地の状況は、説明がありましたとおり、四方を道路に囲まれた一団の農地でございます。1か所、駐車場としての利用がありますけれども、そのほかは水田として適正に管理がされているという状況でございました。

ただ1点気になったのは、今も説明がございましたけれども、雨水の貯留槽の関係、特に産業道路の周辺には、先ほどのように物効法の関係で、大分大型総合物流倉庫が林立してまいります。ちょうど道路の反対側のところ、斜め前のところも、先日、許可の関係がありましたけれども、今の申請地の1個南側には郵政の倉庫や何かがありますので、まさに連たんして総合物流倉庫ができるような感じだろうと想像するんですけれども。そうすると、雨水の処理がまさに浸透しなくなりますから、雨水の処理がその敷地内で貯留施設なりを設けて確実にやっていただくよう、今後とも指導の徹底をお願いしたいと思っております。そのほかは特に別に異議はございません。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

【20番委員】 質疑ではないのですが、1つ教えていただきたいのです。そこを私はよく通るのですが、既設に大型車の駐車場があるのですが、そこはこの中に含まれているんですか。

【11番委員】 今、案内図にありますように、駐車場と書いてあるところ、これが既に大型トラックの駐車場として利用されているという現況がありました。

【20番委員】 その駐車場も今回は含まれているという。



【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号12について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書11ページ、受付番号13について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号13番ですが、被相続人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、相続人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年4月27日から令和2年4月24日までとなっております。特例農地等の明細ですが、上郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■平米になります。こちらについても4月18日に事務局で現地調査をいたしました。いずれも農地として適正に管理されておりました。よって、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号13について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号13について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書12ページ、日程第4、議案第25号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 こちらの証明については、相続税納税猶予の特例適用を受けている農地について、特定貸付けをしている方が、3年ごとに引き続き相続税納税猶予の特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要な証明になります。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地が特定貸付けされ、農地として利用されているかといった部分を農業委員会が証明いたします。

受付番号2、被相続人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き特定貸付けを行っている期間は、平成29年2月24日から令和2年4月24日までです。特例農地等の明細ですが、中野■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、田、農振農用地区域内、■■■■平米です。ほか、■筆になります。こちら、いずれの農地も事務局で4月18日に現地調査をいたしました。農地として適正に管理されていることを確認いたしました。また、今回の場合で言う特定貸付けは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の作成による貸付けであり、令和2年12月31日まで貸付けをしております。この案件につきまして、特に問題ないと思われれます。

以上でございます。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、日程第5、議案第26号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号15、16ですが、借り手の■■■■さんは、新規就農者でございます。本日、本人をお呼びしております。審議に入る前に、■■さんから利用集積計画のプレゼンテーションをしていただき、質疑等あれば、皆さんからお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩といたします。■■さんを入室させてください。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

事務局から、■■さんの紹介を含めて、説明をお願いいたします。

【事務局長】 使用貸借権の設定によって新規就農を予定しております■■■■さんでございます。お手元に■■さん作成の営農計画書等を資料としてお配りしております。■■さんから自己紹介と今後の営農についての説明を行いますので、利用集積計画決定の参考にしていただきたいと思います。

【■■■■】 ご紹介におあずかりいたしました■■■■です。よろしくお願ひします。

それでは、早速なのですけれども、営農計画のほうについて説明させていただきます。

私の農業の計画としては、父が福祉の施設をずっとやっけていまして、その関係で、農福連携といった形で農業をやりたいということをお父から伺って、そこで私と一緒にやっけていくというのが大まかな計画になります。

簡単に私の経歴をお話しさせていただくと、東京農業大学の農学科を卒業した後に、藤沢にある■■■■農園のほうで少し仕事をしまして、父からお話を頂いて、去年、かながわ農業アカデミーのほうで新規就農独立コースというコースを卒業して今に至るという形になっています。

計画としては、まずは自分たちの農地、今回お借りする予定の■■■■さんの土地と大谷の■■■■さんの土地をお借りして、まずはそこから露地畑の栽培をしていく予定です。

販売経路につきましては、このすぐ近くにあるグリーンセンターの出荷をメインにしなが、福祉関係のイベントでの販売も視野に入れて販売を行っけていこうかと思っけています。

栽培する作目については、やはり農福連携という形で、福祉のイベントでの販売もありますので、単一の作物という形ではなく、ある程度品種や作目を多目にとって少量多品種の栽培を行っていく予定でございます。1年目の営農規模が15アールになっているのですけれども、一応5年目の予定でお借りできる土地があれば、畑を50アール、田んぼ50アールという形で徐々に増やしていきながらやっていきたいと思っています。

営農計画の2枚目になるのですけれども、農業労働力については、私本人と、父、それから、施設の利用者という形で労働力を考えております。

別紙になるので、別紙を参考にさせていただきたいのですが、施設利用者についてという紙があるのですが、そちらをご覧くださいと説明が書いてあります。ここの枠に書き切れなかったので、私と父の労働力とは別に、福祉の施設ですね、施設の開設が来年の1月の予定なので、今年いっぱい私と父と、あとパートの方が1人いるので、福祉の施設のパートの方という形でやっていくのですが、来年は一応こういった形でやっていこうかなと思っています。これから就労支援施設B型事業所ということで父とやっていく施設に入ってください障害者の方の対象としましては、知的障害の方と精神障害の方を中心に、施設に入ってもらって農業を一緒にやっていくという形になります。ただ、やはり通常の健常者の方1人分の労働力は見込めないというふうに父からも聞いていますので、0.3人分という形で今回計算させていただきました。施設の定員の人数が20名を想定しています。なので、20名掛ける0.3人分ということで、一応労働力として6人分の労働力を考えております。これもやはり障害を持っている方でできるできない等もありますので、概算になってしまうのですが、一応こういう形で考えております。なので、今の面積でこの労働力があれば、畑が草がぼうぼうになってしまったりとか、そういったことはまずないのかなというふうに踏んでおります。

先ほどの資料に戻りまして、農業の経験に関する事項についてというところは、私が先ほど申したとおり、生産法人のほうで働いた経験と、一応大学、アカデミーも卒業して、資格等は書いてあるとおりの資格を有しております。

その次のページになるのですけれども、一応研修のほうも、アカデミー在学時に湘南国際村の森と畑の学校というところで8か月間研修も行いました。ここに関しては、一応農福連携を中心にやっていたところで、いろいろな研修を通して勉強させていただきました。私の経験等は一応こういった形になっております。

進みまして、営農準備状況につきましては、農地のほうは、先ほど申したとおり、■■■■さんと■■■■さんのほうから農地の借用の許可をいただいております。今のところは15アール程度、今後は農地を探しながら拡大していきたいというふうに思っております。

機械の所持しているものについては、管理機と軽トラックと動力噴霧機と刈払機については、自分たちで所持しております。■■■■さんの家が私の会社と、それから家のすぐ近くなので、そちらから機械をお借りする予定です。トラクターとコンバインと乾燥機、精米機といった一通りの機械は■■■■さんのほうからお借りするという形でやっていく予定でございます。

その下に、続きまして、購入する農業機械の資材等のところになるのですけれども、利用者さんの仕事のことも考えて、今後、播種機を購入したいと思っております。

続きまして、就農相談状況につきましては、かながわ農業アカデミーのほうに入学前に新規就農の相談をし始めて、在学中に海老名市の農政課のほうにいろいろお世話になりながら、就農の相談をさせていただいております。

といった感じで、営農計画の説明になります。

それから、別紙になるのですけれども、かながわ農業アカデミーの在学時に意見発表という形で、学校の代表で発表させていただいたものがあります。そちらのほうに私の農業のビジョンだとか、思いとか、そういったことも書いてあるので、よかったらそちらのほうも参考にさせていただけるといいなと思って別紙でつけさせていただきました。先ほど述べたことが基本的には書いてあるので、ここでは割愛させていただきたいと思いません。

以上で説明を終わります。ありがとうございます。

【議長】 ■■さんの説明が終わりました。

皆さんから質問がありましたら、遠慮なく、していただきたいと思いません。

【13番委員】 先ほど説明にありました障害者の施設等を建てるような考えがあると受け止めたのですが、どこに建てるのでしょうか。

【■■■■】 それに関しては、法人としての登録は終わっていて、あとは建物を建てていくという形になっています。場所としては、私の自宅がある杉久保南■■■■■■■■■■の南のところになるので、神戸屋パンの横にある■■ハイツの駐車場に一応建物を建てる予定になっています。その建物についても、■■■■さんの協力のもと、設計士さんとかの話は通して、これから着工していくという形になっております。

【13番委員】 ■■■■さんというのは■■さんの兄弟ですか。

【■■■■】 息子になります。僕のおじに当たるので。僕は■■■■の孫になります。

【議長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、■■さんから何か最後に一言あれば。

【■■■■】 まだまだ分からないことがたくさんあるので、今後、就農できた暁には、地域を含め、父と一緒に頑張っていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。ありがとうございます。

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号15と16ですが、借り手が同じ新規就農者ということですので、質疑と意見は一括して行い、採決は個別に行いたいと考えますが、これにご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、受付番号15と16について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。



て、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

受付番号16について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号17について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 受付番号17、借り手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、大谷南■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■平米、■筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和2年5月1日から令和6年12月31日までの5年間で、新規の計画になります。この案件につきましても、4月18日に事務局で現地を確認いたしました。現地は農地として適切に管理されておりました。また、借り手は農家で、農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしており、特に問題ないと思われれます。

以上でございます。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号17について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号17について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。  
続きまして、受付番号18について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 受付番号18、借り手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、愛川町中津■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農地は、杉久保北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和2年5月1日から令和2年12月31日までの1年間で、新規の計画になります。この案件につきましても、4月18日に事務局で現地を確認しましたが、現地は農地として管理されておりました。また、借り手は農家で、農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われま。

なお、補足事項ですが、今回、受付番号18の土地ですが、ここ数年ずっと荒廃農地として毎年改善指導通知等を事務局のほうから地権者に送付するなどの対応をしていた土地ですが、このたび、話がまとまり、利用集積の申請をしてもらったというものでございます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。  
それでは、受付番号18について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号18について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号19についてですが、5番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本







- 【議長】 説明が終わりました。  
それでは、受付番号22について、質疑のある方。  
(「なし」の声あり)
- 【議長】 ないようですので、意見のある方。  
(「なし」の声あり)
- 【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号22について、採決をさせていただきます。  
賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手)
- 【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。  
議案書15ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。  
15ページ、農地法第4条、受付番号3の1件、16ページから19ページの農地法第5条、受付番号11から24の14件、合わせて15件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。
- 【主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが、農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号になります。  
では、議案書の15ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出について記載されております。今回記載しているものの届出期間につきましては、令和2年3月1日から3月31日までの間に届出がされたものになります。受付番号3の1件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出につきましては、受付番号3の1件、田、0平米、畑、744平米、合計、744平米になります。  
続きまして、議案書の16ページから19ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出が記載されております。期間につきましては、同じく令和2年3月1日から3月31日までの間に届出がさ



それでは、受付番号10について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号10について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、第3回定例会において、次回会議でお諮りするとしておりました令和元年度(平成31年度)の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを(3)として案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 前回、必要な数字がそろわなかったため、今回、お示しすることになった活動計画とその目標等について説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律第37条では、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について適切な方法により公表しなければならないと定められております。これに基づき、令和元年度の活動の点検・評価(案)及び令和2年度の活動計画(案)を作成しましたので、今回、報告するものでございます。

今回の総会での承認いただいた後に、市の農業委員会のホームページのほうで公開をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

令和元年度(平成31年度)の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、質疑のある方、どうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、本案につきましては、了承とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、これも第3回定例会において、次回会議でお諮りするとしており

ました、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを（4）として案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 こちらの資料4につきましても、先ほどの点検評価（案）と対になるものでございまして、こちらを今年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）として今回お示しさせていただくものでございます。こちらにつきましても、今回、承認いただいた後、市のホームページのほうで公開させていただく予定となっております。

以上でございます。

【議 長】 説明が終わりました。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、質疑のある方、どうぞ。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようですので、本案につきましては、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 事務局から何かございますか。

【事務局長】 1点だけ。あらかじめ皆様のテーブルの上に配付の農地パトロールの地図があると思いますが、それについて担当から説明させていただきます。

【主 事】 では、事務局から、皆様に、今年度の農地パトロールの説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、昨年お配りしたものの日付等を今年用に直したのになります。A3のカラー刷りの資料1枚と報告様式が1枚、あとは、事務局で作成しました担当の地図の計3種類の資料をお配りさせていただいております。新型コロナの対策の関係、また、今回、2回目のパト

ロールということで、手短に説明させていただきます。

カラーのA3の資料に、今回の農地パトロールの概要と全体的なスケジュールが書かれております。特段、こちらは昨年からの変更はございません。今年度も5月と6月にかけて、委員の皆様には、今回お配りしている地図を参考に、担当地区の全ての農地を回っていただきまして、荒れている農地等がありましたら、事務局に報告していただきたいというものになります。報告方法につきましては、お配りした報告書に、どこの地番がどういう状況だったといったことを記入していただいて提出していただくか、または、お配りしている地図に、ここがこんな感じだったといった印ですとか、情報を書き込んでもらって、それを事務局に出していただくといった2種類の方法のどちらかで報告をしていただければと思います。提出期限につきましては、6月の定例総会の日、具体的には6月25日までとなります。皆様にご報告いただいた後、7月の定例総会の際に班分け、8月に行う現地調査の日程決めを行い、8月の中旬に、委員の皆さんとまた事務局職員とで4班に分かれて現地調査を行わせていただきたいと思っております。その調査結果をもとに、地権者へ、また適切な管理等を依頼する文書を発送いたします。

なお、農地パトロールを実施することについては、広報えびな5月1日号で周知する予定となっております。

また、補足として、今回、地区担当委員になっておられない委員につきましては、皆さんと同じように地図をお配りしておりますので、ご自身で、その地図に載っている農地で、ここはどうなんだといったことがあれば、そちらも事務局のほうに報告していただければと思います。また、そのほか、自分の担当の地区以外でも、草がすごい生えているぞといったところの情報につきましても、併せて事務局に報告していただければ、事務局のほうで取りまとめて、また必要な現地調査等を行いますので、ご協力いただければと思います。

ご協力、よろしく申し上げます。

以上です。

【事務局長】 私のほうからも補足をさせていただきます。

このパトロールについては、現地を見るということで、原則、耕作者の皆さんとの接触はないわけですが、これと並行して、3月の定例総会で、農地の利用の関係で調整をしていただくというお願いをしております。今日、日誌と併せて何名の方からか提出していただきました。利用の調整については、できるだけ面談してほしいというふうに先月お願いしているのですが、こういう情勢でございますので、面談は難しいと思います。先ほど、ある委員の方からも、会ってもらえないとか、そういうご心配もいただいておりますので、お願いしている利用調整活動については、けりがつきそうなものは完結していただきたいのですが、未着手の部分とか、この方はふだんから会うのがなかなか難しいという方については、調整ができない場合、お渡しした報告書をそのまま出していただければと思いますので、そのような形で進めていただければと思います。

パトロールの話に戻りますが、1号線沿いに結構状態の悪い田んぼが2か所あったと思うのですが、ここで引き受けてくださるとい方が現れまして、2件とも、1件は結構木が生えていたんですけども、田んぼに水が入る前に非常にいい状態になっています。地道な活動ですが、少しずつ状態の悪いところは解決しておりますので、引き続きご協力をお願いできればと考えております。

以上です。

【議長】 今に関して質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、本日は長時間にわたり、慎重審議をしていただきまして、ありがとうございます。定例総会はこれで終了とさせていただきます。

(終了 午後2時36分)